

個品割賦販売契約（分割払い）について

2024年4月現在

この書面は、携帯電話等の商品代金を分割払いでお支払いいただく契約（個品割賦販売契約）にあたり、注意が必要な重要事項についてご説明するものです。

個品割賦販売契約申込書ならびに本書面は、大切に保管してください。
(契約成立後、割賦販売法に基づく交付書面となります)

1 信用情報機関への情報提供についてご理解ください。

個品割賦販売契約のお申し込み時および契約後に、ご契約者の個人情報（お支払い状況等を含む）を、経済産業省の指定する信用情報機関に照会・登録します。

2 支払延滞にご注意ください

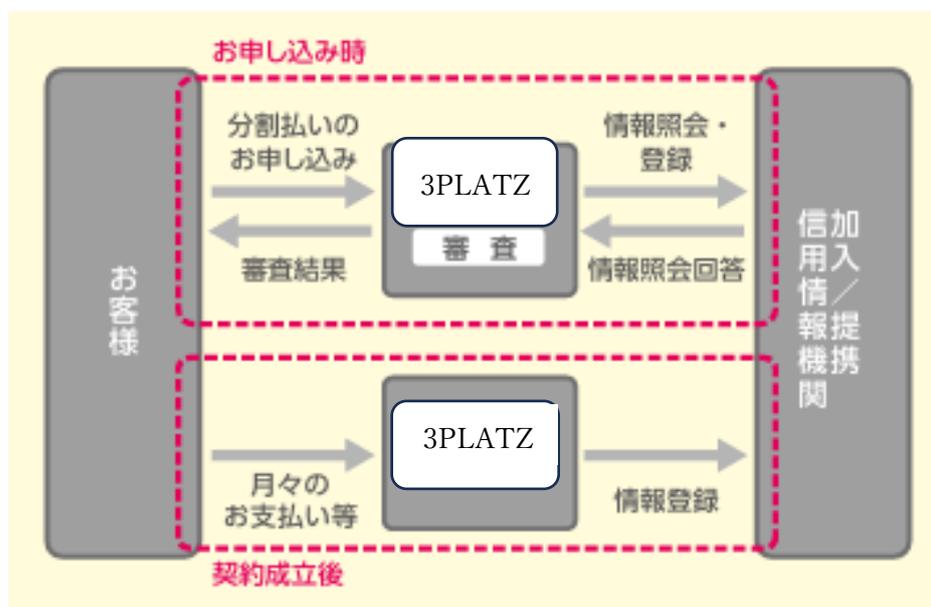
- ① 支払延滞情報は完済から5年間は指定信用情報機関に記録が残ります。
 - ② 指定信用情報機関に登録された情報は、信用情報機関に加盟する他の事業者が審査に利用します。そのため、支払延滞情報があると、他のクレジット契約（携帯電話などの分割払い、クレジットカードの作成、ローン契約等）ができなくなる場合があります。
- ※ ご契約者が未成年で支払名義人の親権者が延滞された場合、未成年のご契約者の支払延滞情報として扱われるためご注意ください。

3 通信サービス等解約後のお支払いにご注意ください

個品割賦販売契約は、携帯会社等の通信サービスとは別の契約です。携帯会社等の通信サービスを解約などされた場合でも、全額完済するまで賦払金のお支払いは 必要です。

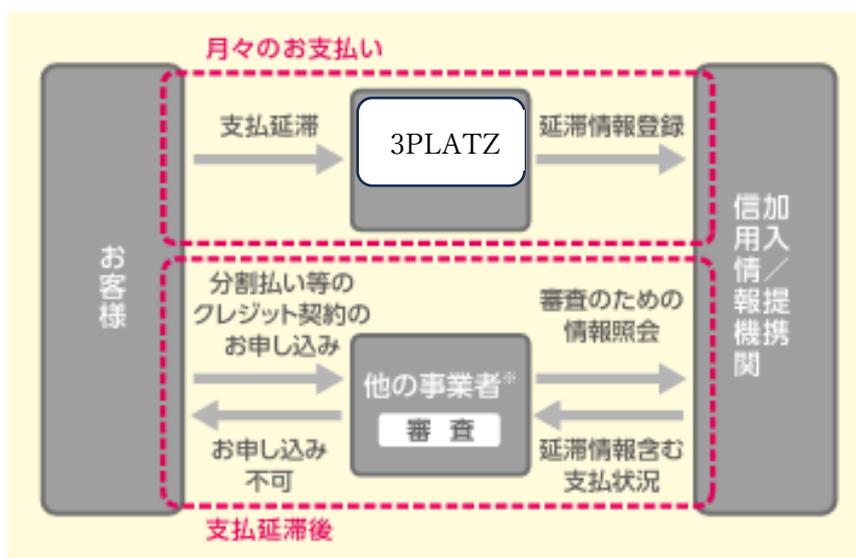
※賦払金の残額を一括で支払い、個品割賦販売契約を終了させることも可能です。

1 信用情報の照会・登録について



※ 信用情報機関の加盟会員であるクレジットカード会社、金融機関など

2 支払情報の共同利用について



【個品割賦販売契約について】

個品割賦販売契約とは、お客さまが購入される携帯電話等の代金のうち頭金を除く金額について、後日お客さまが当社にその代金を分割でお支払いいただく購入方法です。

消費者と販売会社との間に専門のクレジット会社が入るしくみです。このしくみでは、消費者が販売会社で購入した商品等の代金をクレジット会社が立て替えて販売会社に支払い、後日、消費者がクレジット会社に支払います。契約の当事者は、消費者、販売会社、クレジット会社で、一般に「3者間契約」といいます。

